

第35回 岩内町地域公共交通活性化協議会 議事録

議事内容

日時	令和6年6月24日(月) 15:00~16:15
会場	岩内町役場庁舎 3階 委員会室
出席者	20名(うち代理出席5名) 欠席6名 別紙出席者名簿のとおり
事務局	6名

1. 開会

〈事務局〉

本日はお忙しいところ御出席を賜りありがとうございます。会議開催前でございますが本日の会議開催における委員の出欠につきましてご連絡いたします。出席名簿をご覧いただきまして、A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員が、所要のため欠席との報告を受けております。なお、G委員の代理といたしましてH様に I委員の代理といたしましてJ様に K委員の代理といたしましてL様に M委員の代理といたしましてN様に O委員の代理といたしましてP様に ご出席いただいております。ありがとうございます。

続きまして4月および5月の人事異動等で協議会委員に異動がありましたので、委嘱状を交付させていただきます。

(会長より委嘱状の交付)

〈事務局〉

それでは、ただいまより「第35回 岩内町地域公共交通活性化協議会」を開催します。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

〈会長〉

どうも皆さんこんにちは。大変お忙しい中、第35回岩内町地域公共交通活性化協議会へご出席いただきありがとうございます。本日の議案は報告事項が5件、議題として2件ございます。その中でも今回神恵内線代替交通の検討状況といたしまして9月30日で廃線になります神恵内線の代替交通について今日皆さんにお話しさせていただきます。このように地域の公共交通は大変厳しい状況になってございます。皆様の忌憚のないご意見をいただき、この協議会を少しでもよいものにしたいと思っておりますので、皆様によりしくお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〈事務局〉

ありがとうございます。ここで議事に入ります前に配布資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日配布させていただいている資料は、数多いものでして1枚目から確認願います。

まず始めに本日の配席図A4 1枚ものの資料となっております。次に本日の出席者名簿A4 1枚ものの資料です。次に会議次第を1枚目にいたしました本日の報告及び議案、こちらはA4、11ページまでございます。つづきまして、表面右上に資料1と記載しているものですが今回資料の1から4まででございますが、すべて両面印刷でまとめさせていただいておりますのでご承知お願います。

まず1枚目に令和5年度いわない循環バスノットライン利用状況になります。次に裏面になりますがページをめくっていただき令和5年度円山地域乗合タクシー利用状況になります。つづきましてページの右側資料の3といたしまして、神恵内線代替交通の検討状況についての資料となっております。次にページをめくっていただきまして、右側の資料の3の1運行ダイヤ案。こちらすいません事前にお渡ししていた資料が印刷不良があったため、差し替え版を別途机上におかせていただいております。つぎにページをめくっていただき、見開きと裏面までが資料3の2として運行ルート案となります。次に資料の右側資料の3の3名称案、またページをめくっていただき資料の4の生活交通確保維持改善計画、フィーダー計画を含むでございます。また先ほどの資料3-1の運行ダイヤ案についてですが、机上にA4 1枚物の両面カラーの資料をおかせていただいております。また最後に札幌運輸局様より提供がございましたA4 カラーの資料、表面に自家用車活用事業との資料をいただいております。以上で本日の資料となりますが、お手元の資料に不足等ございましたらお知らせ願います。よろしいでしょうか。

それでは、つづきまして会議次第の3報告事項から、こちら議長であります会長に議事を進めていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

〈 会長 〉

それでは、私の方で議事進行をいたします。まずは本日の会議でございますが、本日の委員の出席状況全委員26名中、代理出席含めて20名の出席となっております過半数の出席がありますので会議が成立していることをご報告いたします。

それでは会議に入ります。会議次第の3の報告事項については、報告第1号岩内町地域公共交通活性化協議会委員の変更についてから、報告第4号会計決算及び監査報告までを一括して議題といたします。事務局から説明をお願いします。

〈 事務局 〉

事務局を務めております岩内町役場地域創生係の栗原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。恐縮ではございますが着座にてご説明させていただきます。

はじめに次第の裏面2ページからご覧願います。

報告第1号は、岩内町地域公共交通活性化協議会の委員の変更についてであります。令和6年4月1日付けの人事異動により協議会委員の変更があり、先ほど会長より委嘱状の交付がございました。改めてご紹介させていただきます。

道路管理者になります。O委員です。P委員です。公共交通事業者になります。Q委員です。R委員です。学校関係になります。I委員ですが本日は代理出席をいただいております。S委員です。K委員ですが本日は代理出席をいただいております。協議委員の変更は以上となります。皆様よろしくお願いいたします。

次に令和6年4月1日付け岩内町機構改革により計画を策定する町の事務局の所属名、役職名の変更を

報告いたします。経営企画部が総務部へ健康福祉部と町民生活部が統合され民生部となりましたので、それぞれ所属と役職を変更しております。報告第1号は以上となります。

つづきまして、4ページをご覧ください。

報告第2号は、第34回岩内町地域公共交通活性化協議会の結果についてであります。第34回目となる協議会を令和6年3月21日に岩内町役場委員会室にて開催し、代理出席を含む19名の委員の方にご出席していただきました。報告事項、議題等については、記載のとおりとなっております。質疑の中でノッタライン、円山地域乗合タクシーの乗降客数の減少を踏まえたと指摘やデマンド交通の検討などについてご意見をいただきました。報告第2号は以上となります。

つづきまして 6ページをご覧ください。

6ページの報告第3号は、令和5年度事業報告についてであります。

1 協議会の開催についてです。令和5年度に開催した協議会は、第32回、第33回、第34回の3回であります。日時、議事内容につきましては、記載のとおりとなっております。次に同じページ下段になりますが2のいわない循環バスノッタライン運行事業についてと、3の円山地域乗合タクシー実証及び運行事業の令和5年度の利用者数等につきましては、担当よりご説明いたします。

〈 事務局 〉

町民生活課の山家でございます。私から、説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料1をご覧ください。令和5年度 いわない循環バス「ノッタライン」利用状況であります。「年間利用者」は計36,309人で、前年比362名の増であります。内訳としましては、大人が26,184人、運転免許証自主返納支援事業による無料乗車券の利用者が752人、無料回数券の利用者が131人、子どもが376人、障がい者の方の利用が8,866人となっております。

運賃収入につきましては、回数券の利用分を含め5,233,552円で、前年比38,880円の増となりました。なお運賃収入における端数は、運賃の入れ間違いなどが原因で生じているものであります。

続いて資料下段の1便あたりの乗車人員であります。年間とおして、2便の利用が最も高く1日平均24.5人の方に利用されており、次いで3便、4便がつづきます。傾向といたしましては、午前中に利用が集中する稼働状況となりました。以上となります。

引き続き、資料2をご覧ください。令和5年度円山地域乗合タクシー利用状況であります。「年間利用者」は計5,081人で、前年比112名の増であります。内訳としましては、大人が3,710人、運転免許証自主返納支援事業による無料乗車券の利用者が272人、無料回数券の利用者が88人、子どもの利用者はなく、障がい者の方の利用が1,011人となっております。

運賃収入につきましては、742,000円で、前年比13,000円の増となりました。

続いて、資料下段の1便あたりの乗車人員であります。便別の利用状況としましては、2便が最も多く、次いで1便、3便の順となり、1便と2便の往復利用が主な利用方法であると推測しているところであります。以上で、説明を終わります。報告第3号は、以上となります。

〈 事務局 〉

つづきまして、7ページをご覧ください

報告第4号は、令和5年度会計決算及び監査報告についてであります。岩内町地域公共交通活性化協議会財務規程第9条に基づき、令和5年度当協議会の歳入歳出決算の承認を求めるものであります。歳入、歳出の「合計のみ」、ご説明いたします。

歳入の合計は、予算額 394,000 円に対し、決算額 340,292 円。差し引き 53,708 円の減。歳出の合計は、予算額 394,000 円に対し、決算額 340,292 円。差し引き、53,708 円の減。歳出の内訳であります。1款運営費1項会議費、アドバイザー謝礼として予算計上しておりました 60,000 円ですが、アドバイザーの千葉先生が所用により協議会へ出席できなかったことによる減であります。1款運営費2項事務費は、広報いわない折込代やノッタライン円山乗合タクシー時刻表印刷代など 297,352 円の支出。2款事業費1事業費は、ノッタライン回数券に係るたら丸ポイントカード負担金や地域公共マップ修正手数料など 23,080 円の支出となっております。したがって収入済み額 及び支出済み額は同額の 340,292 円であります。

次に、8ページをご覧ください。

会計監査報告書になります。6月 19 日T監事、6月 21 日U監事立ち会いのもと、会計監査を実施させていただいており、同日6月 21 日付けで本協議会会長宛に適正かつ正確に処理されている旨の報告書をいただいております。

以上 報告第 1 号～報告第4号までご説明させていただきました。

〈 会長 〉

ただいま報告第 1 号から報告第4号まで事務局より報告がありました。これらについて何かご質問等ございませんでしょうか。

〈 委員 〉

なし。

〈 手塚 会長 〉

特にないようですので、報告第 1 号から報告第4号までは確認されたということで、ご異議ありませんか。

〈 委員 〉

異議なし。

〈 手塚 会長 〉

異議なしとございましたので、ご異議なしと認め報告第 1 号から報告第4号までは確認されました。次に報告第5号神恵内線代替交通の検討状況について事務局より説明願います。

〈 事務局 〉

報告第5号につきましては資料の3をご覧ください。神恵内線代替交通の検討状況についてという資料であります。

始めに1のこれまでの経緯につきましては、令和3年9月に北海道中央バス株式会社より令和6年9月30日をもって岩内バスターミナル、神恵内村川白間を運行する神恵内線を廃止する方針が示されました。その後、廃止後の代替交通を検討するため令和5年4月に沿線自治体4町村、岩内町、共和町、泊村、神恵内村により岩宇地域公共交通活性化協議会が設置されました。これまでに協議会を6回、その他適宜、副町村長会議や担当者会議を開催し、廃止後の代替交通について協議を続けてまいりました。令和6年本年3月には代替交通の運行事業者の選定をプロポーサル方式により行い、応募のあった2社から株式会社共立ソリューションズ PKP 事業本部北海道事業部を選定いたしました。

次に2の

現在の検討状況についてご報告いたします。

(1)運行車両については令和6年5月に見積もりあわせを行い北海道リース株式会社小樽支店よりリース方式により29人乗りバス2台を準備することといたしました。

(2)運行ダイヤについては資料3-1をご覧くださいですが、こちらの資料につきましては、印刷不良のため資料の差し替えをさせていただいております。本日机上配布いたしました A4 カラー1枚ものの資料をご覧ください。

平日のダイヤとなりますが現状の神恵内線ダイヤが資料の上段に 新たなダイヤ案を下段に 示しております。平日のダイヤとなりますが現状の神恵内線ダイヤが資料の上段に 新たなダイヤ案を下段に 示しております。運行の基本的な考え方ですが車両を保管する車庫が神恵内となりますので、運行の拠点スタート地点は神恵内となります。便数については1日5便の運行として現状の神恵内線と変更はありません。5便と言いますのは、神恵内岩内間の一往復を1便という定義をしており、5便というのは5往復という事となります。

各便の運行時間帯は それほど大きく変更は しておりませんが、各便の運行時間帯はそれほど大きく変更しておりませんが、現状の2便 8時過ぎに神恵内を出発する便の配置が折り返しの時間の設定上、事務局検討案では3便として午後1時半過ぎに出発する便に変更する内容となっております。裏面は、休日のダイヤ案となります。休日のダイヤ案についても現状の神恵内線と同様に3便の運行を想定しております。

なお、この運行ダイヤを検討するにあたり岩内高校生徒の皆さんと意見交換を行い、そのご意見も反映しております。また日中の運行ダイヤにつきましては沿線住民の方々への通院や買い物の利用を考慮した案となっております。ダイヤにつきましては今後岩宇地域公共交通活性化協議会に諮り決定するものとなります。

つづきまして(3)運行ルートにつきましてはご報告いたします。資料3-2をご覧ください。航空写真に赤線を引き入れた資料となります。神恵内線の岩内町での発着地点は、これまで岩内ターミナルでしたが、住民説明会での意見などを踏まえ、岩内高校まで延長することとしバス停を設置します。あわせましてルートの途中となる岩内協会病院にもバス停を設置いたします。岩内高校、協会病院いずれもバス停の設置、バスの乗り入れについてご快諾いただいております。

お手元の資料は岩内ターミナルから岩内高校までの運行経路を示したものとなります。資料の3-2上段ナンバー1は神恵内方面から向かってきたルートとなります。岩内十字街バス停を経由し、岩内バスターミナルターミナルからぐるっとまわって岩内高校方面へまっすぐ向かいます。その下段の図ナンバー2になりますが、岩内バスターミナルからまっすぐ向かって協会病院に入ります。バス停はノッタラインのバス停と同じ場所となります。次のページ上段の図をご覧ください。岩内高校からの折り返しのルートとなります。岩内高校方面から向かってきて協会病院に入り、バス停については先ほど同様です。次の下段の図についてもターミナルに到着後ぐるっとまわり岩内十字街のバス停に向かっていくルートとなっております。

1枚めくっていただいて次のページをご覧ください。終点となります岩内高校でのバス停設置場所のイメージとなります。写真の緑色で示している場所にバス停を設置できればと考えています。バス停設置予定場所の左側が生徒玄関ですが、登下校の時間帯の生徒さんの安全性やバスの転回も考慮し、岩内高校とバス停設置場所を協議したものとなります。運行ルートについては以上となります。

資料3神恵内線代替交通の検討状況についてへお戻りください。

(4)運賃設定については、現状の神恵内線の運賃を基本としたいいくつかの運賃設定のパターンとその運賃収入の試算を行い事務局、担当者会議において検討を進めております。岩内町内については、これまでどおりの設定、岩内町大浜の変電所前バス停から岩内バスターミナルまでの町内区間は200円と想定しております。なお予定されている岩内高校までの延長部分については、現在精査中であります。料金設定についても、今後岩宇地域公共交通活性化協議会に諮り決定するものとなります。

次に(5)路線名称の設定については、資料にとじこんであります資料3-3をご覧ください。

名称案については、岩内高校生徒との意見交換を行い、名称候補を複数選定し本年6年5月に岩宇地区の中学生および住民の皆様アンケートを実施し、名称案を選定したところであります。正式路線名は「岩宇地域海岸線」愛称は「しおかぜライン」であります。正式路線名については計画や補助事業等で使用するものとし、一般の方向けには愛称の「しおかぜライン」として定着を図る案となります。名称についても、今後岩宇地域公共交通活性化協議会に諮り決定するものとなります。

再度資料の3へお戻り下さい。

(6)神恵内村に所在する現在の神恵内線で使用されております中央バスの詰所、車庫、その土地についてです。本年6月に中央バス立ち合いのもと、岩宇地域公共交通活性化協議会事務局にて現地の確認を実施いたしました。現在、岩宇地域公共交通活性化協議会からの要請により、中央バスより神恵内村へ譲渡いただく方向で調整を図っております。あわせてバス停についても譲渡いただき名称等のデザインを変更した上で引き続き使用するよう調整を図っております。

次に3のその他といたしまして、今後のスケジュールをご報告いたします。(1)構成町村による会議を明後日6月26日に開催予定となっております。先ほど検討状況でご報告申し上げた運行ダイヤ、運行ルート、運賃設定、名称などについて、協議を進める予定となっております。(2)の住民説明会の開催につきましては、本年8月ごろを予定しております。最終的に決定した運行ダイヤ、運行ルート、運賃等について沿線住民の皆様へご説明する予定となっております。(3)の岩内町地域公共交通計画の修正についてです。本町におきましては令和3年3月に岩内町地域公共交通計画を策定し、その計画の期間は令和3年度から令和7年度となっております。本計画には計画の目標の基本方針4に広域移動をささえる路線の維持・確保とあり神恵内線についても公的負担による補助金額について目標数値を設定しております。この目標は神恵内線を既存の事業者が運行することを前提に設定した目標であります。今後、岩宇公共交通活性化協議会による運行が開始された場合、目標設定時と大きく状況が変わり本町より支出する補助金額等も変わることとなります。

このことから岩内町地域公共交通計画への神恵内線の記載については、状況の変化を踏まえ関係機関と協議の上で記載の変更について検討をすすめてまいります。以上報告第5号神恵内線代替交通の検討状況について説明させていただきました。報告第5号についての説明は、以上となります。

〈 会長 〉

ただいま報告第5号について事務局より説明がありました。皆様何かご意見ご質問等ございますか。

〈 L委員 〉

岩内高校の生徒さんと意見交換されたという事ですけれども、主な意見としてどのようなものだったのでしょうか。

〈 事務局 〉

岩内高校の生徒さんとの意見交換についてです。まず主には時間帯、運行ルートの中で意見交換をさせていただいております。また同じ時期に名称の件なども意見交換しております。岩内高校の生徒さんからの意見といたしましては、平日の運行ダイヤの2便が午前中で学校が終わった時に利用できる時間帯、3便が学校を終えてから利用できる時間帯にしてほしい。また、4便、5便については、部活動を終えた生徒さんが利用できるような時間としてほしいと言う意見をいただいております。その中でも、部活動の時間が前半後半と分かれており、その両方に対応したダイヤの設定とお聞きしております。

〈 L委員 〉

運行ルートが変更になるという事ですけれども、運行ダイヤについては現状のダイヤも事務局検討ダイヤも同じ所要時間になっていますが、同じでよいのでしょうか。

〈 事務局 〉

岩内高校への延伸ルートについてのダイヤの変更と言う点ですね。現状は岩内高校への延伸について事務局で精査している所になりまして、その部分は今お示しているダイヤ案には含まれておりません。今後、ダイヤ案を正式に決定していく中で時間帯等も細かく設定したダイヤ案が示されると承知しております。

〈 V委員 〉

車両の関係だったんですけども、地域で守っていく路線という事でもあり車両のラッピングについて考えておられるのでしょうか。

〈 事務局 〉

ラッピングについても現在岩内高校の生徒さんにご協力を仰いでおります。バスの車体、バス停を含めまして岩内高校の生徒さんのご協力をいただきながら、親しみやすいデザインということで検討を進めている最中でございます。

〈 会長 〉

あとはよろしいですか。神恵内線につきましては本町でも8月に住民説明会を予定いたしますので、ぜひ皆様方の出席をよろしくお願いいたします。それでは特にないようですので報告第5号は確認されたということによろしいでしょうか。

〈 委員 各位 〉

異議なし。

〈 会長 〉

ご異議なしと認め、報告第5号は、確認されました。
次に会議次第の4の議題に進みます。議案第1号令和6年度協議会予算案について、事務局より説明願います。

〈 事務局 〉

はい。事務局の橋本と申します。こちらからは私からご説明申しあげます。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

まず会議次第の10ページをご覧ください。議案第1号は令和6年度協議会予算案についてであります。岩内町地域公共交通活性化協議会財務規程第2条の規定に基づき、次のとおり提案いたします。はじめに歳入・歳出の合計のみご説明いたします。歳入の予算額合計は、町からの負担金と預金利息を合わせてまして300,000円を計上しております。歳出の予算合計は 各科目を合わせてまして300,000円であります。

次に歳出の内訳であります。1款運営費、1項会議費はアドバイザー謝礼として3回分の60,000円、2項事務費は、事務局の旅費や振込手数料、ノッタラインや乗合バスの時刻表の印刷・広報折込代として、203,000円。2款事業費、1項事業費は、たら丸ポイントカード負担金のほか、公共交通マップの軽微な修正等にもなう作成費あわせて37,000円を計上しております。

各科目をあわせてまして歳出の予算は300,000円であります。以上で議案第1号の説明を終わります。

〈 会長 〉

ただいまの議案第1号令和6年度協議会予算案について説明がございました。これについてご質問等ございませんか。

〈 L委員 〉

事務費についてですが、令和5年度の歳出に比べて事務費のところですが3割ぐらい減っていますが、これは何によるものでしょうか。

〈 事務局 〉

ご説明申しあげます。地域公共交通マップについてですが、昨年度に関しては全面的に作成をしておりますので予算として大きくなっております。今年度に関しては、昨年度作成しておりますので、内容修正等して作成することとなります。原稿内容をゼロから作るのか、修正程度等で作るのかということでの金額の差と設定しております。

〈 会長 〉

よろしいですか。他になければ、議案第1号について承認されたと言う事でよろしいでしょうか。

〈 委員 各位 〉

異議なし。

〈 会長 〉

それでは、議案第1号は決定されました。
次に議案第2号令和7年度岩内町地域内フィーダー系統確保維持計画案について事務局より説明願います。

〈 事務局 〉

議案11ページをご覧ください。

議案第2号は、令和7年度岩内町地域内フィーダー系統確保維持計画案について提案するものであります。この計画は、地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金を受けるために計画を策定するもので、北海道運輸局に毎年提出しなければならないものとなっております。

別に配付しております資料4をご覧ください。こちらは、昨年6月に開催した「第32回」の当協議会におきましてご審議ご決定いただきました「令和6年度岩内町地域内フィーダー系統確保維持計画」をもとに令和7年度計画として一部修正しており、変更する箇所を赤字で表示し説明については計画の主な部分のみをご説明させていただきます。

1枚ページをめくっていただいて2ページをご覧ください。2地域公共交通確保維持事業等の定量的な目標効果、1事業の目標の下段になります。目標コミュニティバス、こちらはノッタラインについてですが、令和4年10月から令和5年9月までの1年間の利用実績は、目標45,000人に対し35,385人となっております。こちらについてですが、期間を令和4年10月から令和5年10月と記載されておりますが、正しくは令和5年9月までですので、こちらで訂正させていただきます。また全体収入に対する運賃収入の割合は目標25%に対し22.1%となっております。

その下段目標乗合タクシー、こちらは円山地域乗合タクシーについてですが、令和4年10月から令和5年9月までの1年間の利用実績は目標7,000人に対し5,108人となっております。こちらについても、先ほど同様に計測期間は、令和5年9月までと訂正させていただきます。円山地域乗合タクシーについては計画年度期間中に実証事業期間と本格運行期間があるため、それぞれの期間の実績と両期間の合計を記載しております。

続いて7ページをご覧ください。21の協議会の開催状況と主な議論ですが、昨年度開催された第32回33回34回の協議会の開催状況と主な議論を記載しております。その下22利用者等の意見の反映状況ですが、円山地域乗合タクシーの本格運行を開始したため記載を修正いたしました

次のページ23協議会メンバーの構成員につきましては本協議会の委員の皆様になりますので、計画を提出する際に委員名簿を添付させていただきます。

以上、議案第2号令和7年度岩内町地域内フィーダー系統確保維持計画についてご説明させていただきました。なお本計画の内容につきましては、このあと運輸局へ提出する際に細かな修正等が生じる場合もございますので、あらかじめご了承願います。以上で議案第2号の説明を終わります。

〈 会長 〉

ただいま議案第2号令和7年度岩内町地域内フィーダー系統確保維持計画案について説明がございました。これについてご質問等ございませんか。

それでは、特にないようですので議案第2号は説明の通り決定すると言う事でご異議ございませんか。

〈 委員 各位 〉

異議なし。

〈 会長 〉

異議なしと認め、議案第2号は決定されました。

次に会議次第の5その他でございます。まず札幌運輸支局様よりお話がございます。

〈 札幌運輸支局 〉

それでは、お手もとにございます自家用車活用事業についてという資料について札幌運輸支局から説明させていただきます。上のページ1ページと書かれた資料をご覧ください。ライドシェアに関する最近の情勢についてという資料ですが、皆様もご存じのとおり新聞ニュース等でもライドシェアについて見かける機会がおおくなって来ていると思います。今年の3月の末に国土交通省から自家用車活用事業とすることで創設させていただいた事から、ご説明をさせていただきたいと思います。

私ども運輸局が所管しております道路運送法という法律がございます、この法律で決めていることといたしましては、他人の需要に応じて有償でお金をもらって運ぶということについては、国土交通大臣の許可が必要ですよという、つまり資料の中程に違法白タクと書いてありますけれども、例えば私がマイカーでお金をもらって人を運ぶとこれは違法だよという形になってございます。

ただ一方で自家用車で運んでお金をもらうケースというのも何例か例外的な措置でもうけてございまして、資料の白タクと書かれている文字の左側の方に道路運送法による自家用有償旅客運送78の2、その下の自家用有償旅客運送78の3と言うものがございます。

まず上の方の例なんです、これは先ほど議題にも上がりました神恵内線の代替交通の事なんですけれども、交通空白地あとは福祉の運送をやる場合においてですね、今日の協議会、岩宇の協議会、あるいは岩内町の福祉の有償運行協議会こういった協議会で審議の整ったものについては、私ども運輸局に登録申請をしていただいて、自家用車でお金を取って運ぶ事ができるという事です。今、岩宇地区の神恵内線の代替交通についてはこの78の2で許可を取ろうとしているという形になります。

またその下の78の3でございますけれども、これは幼稚園の送迎バスで有償で運んでいる場合ですとか訪問介護事業所が緑ナンバーをとって介護タクシーをやっている場合があるんですが、その際にヘルパーさんの持ち込み車両を使っているケース、俗にヘルパーぶら下がりと言っているケースなどについて、この78の3が許可されているというケースになります。それでこれ以外のケースにつきましては違法行為になっているという事でありまして。

今般、創設されました自家用車活用事業と言うものにつきましては78の3の許可に該当するものになってございます。つまり俺はライドシェアをやりたいからという事で運輸局の許可を取るものではなく、先ほどお話ししたヘルパーの会社のやり方のように申請はタクシー会社でやっていただきまして、自家用車の持ち込みで行っていただいて、2種免許でなくても良いんですけれども、乗車前乗車後の点呼を受けていただくとか、日常点検、定期点検は事業用の自動車に準じてやっていただくとか、また損害賠償能力もタクシー会社の方でかけていただく。普通のタクシーですと流しのタクシーを手を上げて乗っていただくことができるんですけれども、そういった行為はできず、いわゆるアプリといったもので予約があったもののみ運送ができるということ、車内での現金やり取りはできない。アプリの中でやり取りをしてもらい現金では支払いできない。そういった仕組みが自家用車運送事業という形になりまして、普通のタクシーとは同じ形ではできないという形になってございます。

いわゆる皆さんがライドシェアと言って出てくるのはアメリカ型のライドシェアで、乗りたい人と乗せたい人がアプリ等でマッチングするようなそういったものは、今回の中では認められていないという事でございます。このようなアメリカ型のライドシェアについては、今後期限を設けずに検証と議論を進めようという風に中央の方で話になっているという事でございます。

それでは、その下の2ページ目資料です。許可といったらどんな形になるのという事でございますけれども、基本的には私ども運輸支局の方へ出していただく形になります。タクシーが不足している地域につきまして国土交通省が指定ということでございまして、4月の26日に札幌交通圏ということで札幌市と北広島市、江別市、石狩市といった所で形成する営業区域で不足車両数というものが公表されました。中ほどに書いてありますが、土日の1時台から4時台で110両といった形になってございます。

こちらの方につきまして許可をしていく事になるんですけれども、資料3ページ目ですけれども、まず国の方として車両を示したというのが資料の左上の方です。札幌交通圏さきほど言った札幌近郊とかを含むところなんですけれども、ここは国土交通省といたしまして不足車両数を公表いたしまして、それにもとづいて調査をいたしまして、意向を確認いたしまして本省の方で車両数を配分する。それにもとづいて5の運行の申請をしていただき6の許可。今回については110両のうち半分55両について意向調査で確認したんですけれども30両弱、事業者の方で意向があるという事になりまして、今日現在でその約30のうちでほぼほぼ許可申請がでて許可しているという状況となっております。またネットのニュース等で見た方もいるかもしれませんが、22日から1社ライドシェアを始めまして、動き始めているという状況となっております。

それでは、岩内町ですとかその他の地域についてはどうなっていくのという事でございますが、まず国土交通省からの不足車両数が出るんですかという事になります。国土交通省からの不足車両数については札幌交通圏以外では出ない。ただ、この資料の右側にあるようにタクシー事業者とか自治体から要望があった場合には、検証の結果不足車両数を公表する場合があるということになってございます。

例えば青の囲みの方の法人タクシー事業者から、うちの方ではこの曜日この時間タクシーが不足していると運輸支局に申し出ていただく。または自治体の方から管内ではこの曜日この時間帯が不足しているよと申し出ていただく。そういう申出があった場合につきまして本省の方に報告をいたしまして意向調査を行う。それにもとづきまして不足車両数を事業者の方に通知、それにもとづきまして許可申請をおこなっていただきまして許可という形になります。ですので札幌交通圏以外の地域におきましては、法人からの申出、自治体からの申出がないと、基本的には自家用車活用事業は行えないという形になっています。現在こういった動きがございますのが室蘭圏内の伊達市になってございます。昨今の運転者不足を受けまして地域の足をどうやって持続可能な交通を目指していくのかという点について、こういったものを活用しながら地域の足を守っていただくというのも一つの手かなと思うものですから、今後の検討を活用していただけたらと思います。昨今自家用車を使って交通を確保するという事がクローズアップされてきているものですから、今後こういった協議会等の場でお話をさせていただけたらなと思っております。

〈 会長 〉

それでは他に何かございますか。事務局はいかがですか。委員の皆様からご意見等ございませんか。よろしいですか。

無ければ、これで協議会の方終了いたします。ありがとうございました。